

2014/05/07 08:39 現在の情報です。

東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号
メドピア株式会社
会社法人等番号 0110-01-073431

商 号	メドピア株式会社		
本 店	東京都渋谷区渋谷二丁目16番5号		
公告をする方法	官報に掲載してする		
	電子公告とする。 http://medpeer.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成26年 3月 2日変更	医師紹介会社研究会 14.06.23
会社成立の年月日	平成16年12月9日		
目的	1. 人材募集に関する情報提供サービス業 2. インターネットを利用した各種情報提供サービス業 3. 医療に関する情報の収集・処理サービス及び情報提供サービス業務 4. 医療及びヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援 5. 医療及びヘルスケア関連事業の経営支援 6. 医療及びヘルスケア関連企業の各種情報提供サービス業 7. 医療及びヘルスケア関連労働者の派遣、採用支援、評価、教育、研修 8. 医療及びヘルスケア関連商品の共同購買受託業務 9. 医療及びヘルスケア関連商品の輸入、開発、製造、販売 10. 医療及びヘルスケア関連広告の企画、製作及び広告代理店業 11. 書籍・雑誌その他印刷物、電子出版物及び情報コンテンツの企画、編集、製作、出版及び販売 12. 医療及びヘルスケア関連イベント、講演会及びセミナーの企画・販売・運営管理業 13. コンピュータソフトウェアの企画、製作、販売、貸与、輸出及び保守・運営管理業 14. 情報ネットワーク及びシステムの企画、構築、販売、貸与、輸出及び保守・運営管理業 15. 商品販売等における会員制ポイントシステムの構築並びに運営及びポイントの販売 16. 通信販売業 17. 工業所有権（特許・実用新案・意匠・商標など）の貸与・管理業務 18. 集金代行業 19. インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業 20. インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業 21. インターネットによる販売者のクレジットカード等を利用した当事者確認の事務代行の事業 22. 金融商品仲介業 23. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 24. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託 25. 有料職業紹介事業 26. 臨床試験支援業務 27. 古物売買業 28. 中古医療機器等の販売賃貸業 29. 旅行代理店業 30. 前各号に関連するコンサルティング業務 31. 前各号に付帯関連する一切の業務		
単元株式数	100株	平成26年 3月 2日設定	平成26年 3月 3日登記
発行可能株式総数	10万株		
	1000万株	平成26年 3月 2日変更	平成26年 3月 3日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万4670株		
	発行済株式の総数 146万7000株	平成26年 3月 2日変更	平成26年 3月 3日登記
株券を発行する旨	当会社の株式については、株券を発行する		

の定め	平成26年 1月 1日廃止 平成26年 1月 8日登記	
	金1億2855万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を要する。	
	平成26年 3月 2日廃止 平成26年 3月 3日登記	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成26年 1月 1日設置	平成26年 1月 8日登記
役員に関する事項	取締役 石見陽	平成23年12月21日重任
	取締役 石見陽	平成25年12月26日重任
	取締役 石見陽	平成26年 1月 8日登記
	取締役 湊規生	平成26年 3月 2日重任
	取締役 湊規生	平成26年 3月 3日登記
	取締役 山中篤史	平成23年12月21日重任
	取締役 山中篤史	平成25年12月26日重任
	取締役 山中篤史	平成26年 1月 8日登記
	取締役 島田亨 (社外取締役)	平成26年 3月 2日重任
	取締役 島田亨 (社外取締役)	平成26年 3月 3日登記
	取締役 島田亨 (社外取締役)	平成23年12月21日重任
	取締役 島田亨 (社外取締役)	平成25年12月26日重任
	取締役 島田亨 (社外取締役)	平成26年 1月 8日登記
	取締役 脇丸俊郎	平成26年 3月 2日重任
	取締役 脇丸俊郎	平成26年 3月 3日登記
	取締役 脇丸俊郎	平成23年12月21日重任
	取締役 脇丸俊郎	平成25年12月26日重任
	取締役 脇丸俊郎	平成26年 1月 8日登記
	取締役 脇丸俊郎	平成26年 3月 2日重任
	取締役 脇丸俊郎	平成26年 3月 3日登記
	[REDACTED]	平成23年12月21日重任
	代表取締役 石見陽	

	代表取締役 石見陽	平成25年12月26日重任 平成26年1月8日登記
	代表取締役 石見陽	平成26年3月2日重任 平成26年3月3日登記
	監査役 白井矩一	平成23年9月30日就任 平成24年12月26日辞任 平成25年2月8日登記
	監査役 龍湖康雄 (社外監査役)	平成24年9月5日就任 平成24年9月18日登記
	監査役 龍湖康雄 (社外監査役)	平成26年3月2日重任 平成26年3月3日登記
	監査役 葉山孝 (社外監査役)	平成24年12月26日就任 平成25年2月8日登記
	監査役 葉山孝 (社外監査役)	平成26年3月2日重任 平成26年3月3日登記
	監査役 佐藤弘康 (社外監査役)	平成24年12月26日就任 平成25年2月8日登記
	監査役 佐藤弘康 (社外監査役)	平成26年3月2日重任 平成26年3月3日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	平成26年3月2日就任 平成26年3月3日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。	
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 900個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。) 300個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。) 平成24年5月14日変更 平成24年7月27日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式900株(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)とする。 なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率 上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数	

を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式300株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出资される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成24年 5月14日変更 平成24年 7月27日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない）

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とし、行使価額は5,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数} \times \text{払込金額}}$

$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{調整前行使価額}}$

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年10月1日から平成31年8月31日まで

新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を使用できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（イ）新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（ウ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（エ）その他の行使条件は、当社取締役会決議及び株主総会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（ア）新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

（イ）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年2月18日新株予約権の消却

平成25年 3月13日登記

第3回（あ）新株予約権

新株予約権の数

125個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

125個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式125株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式1万2500株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は55,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 1株当たり
株式数 × 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は550円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 1株当たり
株式数 × 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分

金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月21日から平成32年9月28日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(エ) その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回 (い) 新株予約権

新株予約権の数

50個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

50個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式50株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式5000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は55,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{ 払込金額}$$

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$$

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times$$

既發行株式數 + 新規發行株式數
上記算式において「既發行株式數」とは、当社の發行済株式總數から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行った場合には「新規發行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は550円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times$$

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{ 払込金額}$$

$$\text{既發行株式數} + \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$$

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times$$

既發行株式數 + 新規發行株式數

上記算式において「既發行株式數」とは、当社の發行済株式總數から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行った場合には「新規發行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成24年12月30日から平成32年9月28日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を使用できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(エ) その他の行使条件は、当社取締役会決議に基づき新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回（う）新株予約権

新株予約権の数

220個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

170個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成25年2月18日変更 平成25年3月13日登記
170個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式220株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式170株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成25年 2月18日変更 平成25年 3月13日登記
新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式1万7000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は55,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 × 1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後 = 調整前 ×
行使価額 行使価額

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は550円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行}}{\text{株式数}} \times \frac{1\text{株当たり}}{\text{払込金額}}$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \frac{1\text{株当たり}}{\text{払込金額}}} = \frac{\text{調整前}}{\text{調整後}} \times \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月18日から平成32年9月28日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第4回新株予約権

新株予約権の数

5個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

5個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式5株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式500株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際

して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は70,000円とする。
なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は700円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権を使用することができる期間

平成25年10月1日から平成33年9月29日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の顧問、取締役、監査役のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

40個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

40個(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式40株(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式4000株(新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(または併合)の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償(新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は70,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 × 1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は700円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く)または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 × 1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成26年5月15日から平成34年4月4日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年 6月 1日発行

平成24年 7月 27日登記

第6回(あ)新株予約権

新株予約権の数

425個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

405個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成25年 2月 18日変更 平成25年 3月 13日登記
400個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成25年 5月 15日変更 平成25年 6月 3日登記
400個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式425株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式405株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成25年 2月 18日変更 平成25年 3月 13日登記

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式400株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的

たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成25年 5月15日変更 平成25年 6月 3日登記
新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式4万株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は700円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数} \quad \text{払込金額}}$$

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は700円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行} \times 1\text{株当たり}}{\text{株式数} \quad \text{払込金額}}$$

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲

で行使価額の調整を行うことができる。
平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成27年9月26日から平成34年9月4日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成24年 9月26日発行

平成25年 2月 8日登記

第7回新株予約権

新株予約権の数

445個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

445個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式445株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式4万4500株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は75,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は750円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 × 1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数 +

調整前行使価額

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

新株予約権を使用することができる期間

平成28年9月28日から平成35年9月26日まで

新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（イ）新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（ウ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（ア）新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

（イ）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成25年9月27日発行

平成25年10月9日登記

第8回（あ）新株予約権

新株予約権の数

277個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

277個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式277株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1

株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率
上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出资される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式2万7700株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割（または併合）の比率
上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出资される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は110,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数+

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は1,100円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株当たり
株式数 払込金額

既発行株式数+

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権を使用することができる期間

平成28年12月29日から平成35年12月25日まで

新株予約権の行使の条件

(ア) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(イ) 新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(ウ) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(ア) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成26年 1月10日発行

平成26年 1月23日登記

第8回 (い) 新株予約権

新株予約権の数

10個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

10個（新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式10株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割率（または併合率）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

新株予約権の目的である株式の総数は、当社普通株式1000株（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株）とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割率（または併合率）の比率

上記のほか、下記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の目的である株式の数を適切に調整する。

平成26年 3月 2日変更 平成26年 3月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は110,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数+

調整前行使価額

調整後行使価額=調整前行使価額×

既発行株式数+新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

新株予約権の行使に際して出资される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は11,000円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

上記のほか、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

平成26年3月2日変更 平成26年3月3日登記
新株予約権を使用することができる期間

平成28年12月29日から平成35年12月25日まで

新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の普通株式が日本国内外の証券取引所に上場される日まで、本新株予約権を使用できない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（イ）新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

（ウ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

（ア）新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使条件に該当しなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

（イ）当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が必要な場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成26年2月28日発行

平成26年3月3日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成24年12月26日設定 平成25年2月8日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成26年3月2日設定 平成26年3月3日登記
登記記録に関する事項	平成24年4月16日東京都港区南青山二丁目22番17号から本店移転 平成24年4月26日登記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。